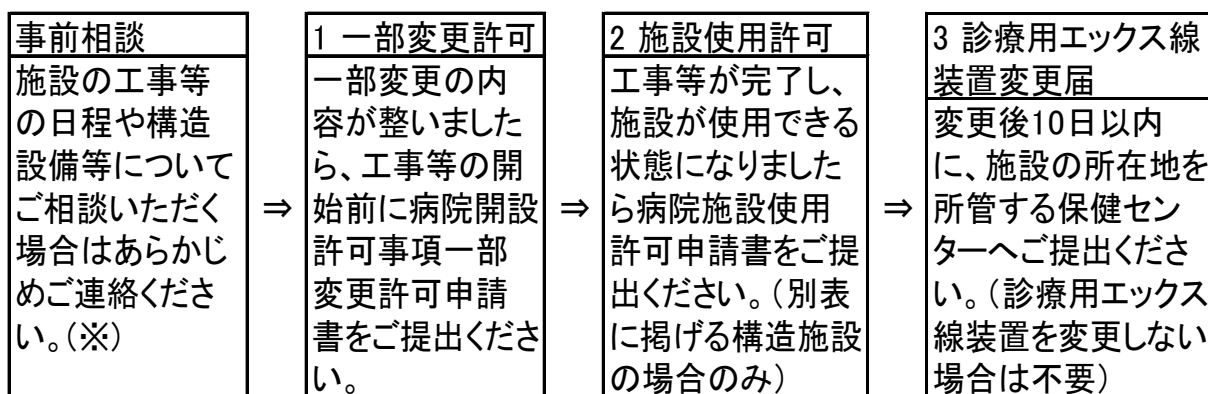


病院開設許可事項一部変更について (変更許可が必要な場合)

病院の開設時に許可を受けた事項のうち、下記の事項を変更する場合は以下の手続きが必要です。各種様式は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

- 開設の目的及び維持の方法
- 従業員の定員
- 敷地の面積及び平面図
- 建物の構造及び用途
- 建物以外の施設の構造及び用途（診療用エックス線装置等）
- 病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室の病床数
 - *単に病室の病床数を減少させようとする場合は、許可を受けることを要しません（用途変更を伴う場合は許可が必要）。

○ 流れ図



※ 事前確認のため、メールで申請書類一式をPDF形式で送付いただくことも可能です。
 メールアドレス: iryou-anzen@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

1 病院開設許可事項一部変更許可申請（第4号様式）

- 提出先 名古屋市役所健康福祉局保健医療課
 ※ 申請を行う場合は、事前にご相談ください。
- 提出期限 許可事項変更前（当該許可を受けた後に工事等可能）
- 提出部数 3部（添付書類を含む）
- 1部 保健医療課提出用
 - 1部 保健センター用（当課より転送いたします）
 - 1部 開設者控用（許可証とともに返却いたします）

- 添付書類 変更する内容により、以下の書類が必要です。
- 敷地の面積の変更…新旧の敷地の平面図及び周囲の見取図
 - ※ 敷地を賃借する場合は、賃貸契約書の写しが必要
 - 建物の構造または用途の変更…新旧の建物（附属建物を含む）の平面図及び配置図
 - ※ 変更となる箇所を朱色枠等で明記
 - ※ 面積が要件に含まれる場合は、室面積を記入
 - ※ 面積算出は壁内法で算出し、固定家具等の面積を除外
 - ※ 病室に関しては使用許可の際には求積図の添付が必要となりますが、その際の面積は図面上の面積と一致すること

- その他 病床の変更の場合
- ※ 増床及び病床の種別ごとの病床数の変更を伴う場合には、従事者名簿・従事者計算書の提出が必要です。なお、事前に愛知県医療福祉計画課の同意等が必要です。
 - ※ 減床又は病床数が変わらない場合でも、各病室の構造又は病床数が増加する病室を含む場合は変更許可が必要です。

<放射線関係装置を設置する場合>

- 診療用エックス線装置等を更新する場合
 - ①診療用エックス線装置設置（予定）届出事項変更届（第25号様式）の（案）…装置区分毎に作成が必要です。
 - ②診療用エックス線装置設置届（第16号様式）等の（案）…診療用エックス線装置等の装置別に作成が必要です。
- なお、必要な添付書類もそれぞれ異なりますので事前にご相談ください。
- その他変更内容を明確にするために必要と認められる書類

「1」に対する許可証の公布日以降に、施設の工事等を行うことができます。施設が使用可能な状態に整いましたら「2」の手続きをお願いします。

2 病院施設使用許可申請（第15号様式）

- ※ 変更許可を受けた施設のうち、医療法第21条から第23条までの規定及びこれらに基づく規則の規定により基準が定められている構造設備を使用する場合に提出が必要です。使用許可申請が必要な構造設備については別表をご覧ください。

提出先 名古屋市役所健康福祉局保健医療課

- ※ 申請を行う場合は、事前にご相談ください。

- 提出期限 「1」の許可後、竣工した施設を使用する前
※ 実地検査が必要な場合は、検査日の10日前までに提出が必要です。
- 提出部数 3部（添付書類を含む）
1部 保健医療課提出用
1部 保健センター用（当課より転送いたします）
1部 開設者控用（許可証とともに返却いたします）
- 添付書類 ①使用許可を受けたい箇所を明示した平面図
※ 今回使用許可を受けようとする部分を朱枠等で囲むこと。
※ 病床については分割して申請を行うことはできません。
②使用許可対象に病室が含まれる場合は求積図
③療養病床がある場合は、機能訓練室・食堂を変更する際にその求積図が必要となる場合があります。
④検査を申請者自ら検査を行った場合…自主検査結果届出書
※ 自主検査が可能な施設については**別表**を参照ください。
この場合は「3」は不要となります。
- <放射線関係装置を設置する場合>
※ 診療用エックス線装置毎に「漏えい線量測定結果表」等の添付書類が必要ですので事前にご相談ください。
- 手数料 ○ 本市職員による実地検査の場合（市長検査）45,000円
○ 申請書自ら検査を行った場合（自主検査）18,000円
※ 申請当日お渡しする納付書により納付いただき、納付済証の写しをご提出ください。

「2」に対する許可証の公布日以降に、施設等の使用ができます。なお、病室以外の施設の使用許可申請については、分割して申請することも可能です。

3 実地検査

保健医療課職員（集約保健センターの職員が同行する場合があります）が現地確認にお伺いいたします。当日必要となる書類等が有る場合は事前に連絡いたしますので、ご準備いただきますようお願いいたします。また、当日の検査にご立会の上、検査確認の実施にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、各施設につきましては、検査日当日までに各施設として使用可能な状態である必要があり、検査の結果改善を要する点がある場合は、再検査が必要です。

4 診療用エックス線装置設置（予定）届出事項変更届（第25号様式）及び診療用エックス線装置設置届（第16号様式）等

※ 1で放射線関係装置の変更の申請をした場合に必要となります。

- 提出先 病院の所在区によって異なります。
- ①所在区が千種、昭和、瑞穂、名東区の場合
千種保健センター保健管理課医療安全担当
(電話番号：052-753-1963)
 - ②所在区が西、中村、熱田、中川区の場合
中村保健センター保健管理課医療安全担当
(電話番号：052-481-2239)
 - ③所在区が東、北、中、守山区の場合
中保健センター保健管理課医療安全担当
(電話番号：052-265-2254)
 - ④所在区が港、南、緑、天白区の場合
南保健センター保健管理課医療安全担当
(電話番号：052-614-2827)
- 提出期限 診療用エックス線装置、MRI装置については変更後10日以内
※ その他の装置については当該装置を使用する以前に提出が必要ですので事前にご相談ください。
- 提出部数 3部（添付書類を含む）
- 1部 保健センター提出用
 - 1部 保健医療課用（保健センターより転送されます）
 - 1部 開設者控用（収受印を押印のうえ返却いたします）
- 添付書類 ①診療用エックス線装置等の設置場所の平面図及び側面図（管理区域が表示されていること）
*その他「1」及び「2」の申請の際に「案」として提出した「しゃへい計算書」「漏えい線量測定結果表」等の書類一式が必要となります。
- <お問い合わせ先>
- 手続「1」～「3」については、
名古屋市役所健康福祉局保健医療課地域医療係
名古屋市中区三の丸3丁目1-1 本庁舎2階
電話972-3495 FAX972-4154
- 手続「4」については、
各提出先の保健センター保健管理課医療安全担当

別表 病院の使用前検査対象の構造設備等一覧

構造設備名	根拠条文				自主検査	備考
	病院		入院施設を有する診療所			
	医療法	医療法施行規則	医療法	医療法施行規則		
各科専門の診察室	21①	20(1)	—	—	○	
手術室	21①	20(2),(3)	—	—	×	
処置室	21①	20(4)	—	—	○	
臨床検査施設	21①	20(5),(6)	—	—	○	
エックス線装置	21①	20(7)	—	—	○	※4
調剤所	21①,23	16①(14)	23	16①(14)	○	
消毒施設	21①	21(1)	—	—	○	
給食施設	21①	20(8),(9)	—	—	○	
洗濯施設	21①	21(1)	—	—	○	
分べん室	21①	—	—	—	○	
新生児の入浴施設	21①	—	—	—	○	
集中治療室	22	21の5(1)	—	—	×	
	22の2	22の3(1)	—	—		
化学、細菌及び病理の検査施設	22	21の5(1)	—	—	○	
	22の2	—	—	—		
無菌状態の維持された病室	22の2	22の4	—	—	×	
診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備	23	16①(1)	23	16①(1)	○	
放射線に関する構造設備	23	16①(1),第4章	23	16①(1),第4章	△	※3
病室	23	16①(2),(2)の2,(3),(4),(6),(7)	23	16①(2),(2)の2,(3),(4),(6),(7)	×	
機械換気設備	23	16①(5)	23	16①(5)	○	
患者の使用する屋内の直通階段	23	16①(8),(9)	23	16①(8),(9)	○	
避難階段	23	16①(10)	23	16①(10)	○	
患者が使用する廊下	23	16①(11)	23	16①(11)	○	※5
消毒設備	23	16①(12)	23	16①(12)	○	
歯科技工室	23	16①(13)	23	16①(13)	○	
防火上必要な設備	23	16①(15)	23	16①(15)	○	
消火用の機械又は器具	23	16①(16)	23	16①(16)	○	
磁気共鳴画像診断装置(MRI)	—	—	—	—	○	※4

(療養病床を有する病院)

構造設備名	根拠条文				自主検査	備考
	病院		入院施設を有する診療所			
	医療法	医療法施行規則	医療法	医療法施行規則		
機能訓練室	21①	20(11)	21②	21の3	○	
談話室	21①	21(2)	21②	21の4	○	
食堂	21①	21(3)	21②	21の4	○	
浴室	21①	21(4)	21②	21の4	○	

※1 根拠条文中、アラビア数字は条を、○囲み数字は項を、() 囲み数字は号を示す。

※2 自主検査中、○印は自主検査選択可、×印は自主検査選択不可を示す。

※3 自主検査中、△印の付されたものについては、エックス線診療室及び診療用放射線使用室等に変更がなく、装置等のみの変更である場合に限り、自主検査が選択可能となる。

※4 エックス線装置及び磁気共鳴画像診断装置(MRI)については、自主検査の対象であるが、これを使用する室であるエックス線診療室及び磁気共鳴画像診断装置(MRI)検査室については、自主検査の対象外となる。